

アーツカウンシル助成事業 令和4年度文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム のご案内

【本事業の実施にあたって】

信州・長野県の自然豊かな風土や歴史文化、学びを大切にする精神から醸成される、文化芸術の創造性を、次世代・未来の地域に向けて、持続的に発展させていく。このための環境づくりとして、地域主体・県民主体による文化芸術の取組を、長野県、文化財団、大学など、多様な主体が連携して支えていく中間支援機能を担うプラットフォーム「アーツカウンシル」を、令和4年度に設立します。

アーツカウンシルは、文化芸術活動の中間支援組織として、文化芸術活動の運営とその支援、振興や活用に専門的知見を持つスタッフ（コーディネーター）が、担い手の困りごとやニーズに合わせて相談・アドバイスを行うとともに、創作活動に対する助成、取組の発信などを行い、活動全般を支援します。あわせて、持続的な活動を支えるための環境づくりを推進し、地域の支援者の輪を広げ、創造活動の担い手を本県にひきつけることのできる人材の育成を図ります。

（一財）長野県文化振興事業団に、「アーツカウンシル推進室」を設置し、コーディネーターを中心にして、長野県内の文化芸術の担い手による活動への寄り添い型支援を行っていきます。

本助成プログラムは、長野県の文化芸術の持続的な発展に資する可能性があり、チャレンジ精神や創意工夫の見られる活動で、自らの問題意識に基づいて社会における課題を設定し、様々な人や組織との連携・協働を行いながら取り組む事業を支援します。また、県内の文化芸術団体の活動基盤の強化、地域社会に定着する活動主体の育成と人の繋がり、ネットワークの構築に取り組みます。

創造活動とその支援を通して、信州の地域文化の多様性を顕在化させるとともに、風土から生まれるユニークな創造を新たな価値とし、信州・長野県を文化的な地域として高め、裾野を広げていきたいと思えます。

文化芸術活動に取り組む団体・グループの皆様のご応募をお待ちしております。

本助成プログラムの財源には長野県文化振興基金を活用しています

令和4年（2022年）4月

（一財）長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進室

アーツカウンシル助成事業
令和4年度文化芸術活動の創造性を生かす環境づくり支援プログラム
募集要項

1 対象となる活動

長野県の文化芸術の持続的な発展に資する可能性があり、チャレンジ精神や創意工夫の見える活動で、自らの問題意識に基づいて社会における課題を設定し、様々な人や組織との連携・協働を行いながら取り組む活動。

(詳細は、下記「5 助成金による支援」を参照願います。)

2 対象者

長野県内に本部、主たる拠点が存在する文化芸術団体、NPO法人、中間支援団体、福祉団体等やグループ(法人格の有無、種別は問いません。)

※ 次に掲げる団体は、応募することができません。

- ・暴力団(長野県暴力団排除条例(以下「条例」という。)第2条第1号に該当する団体)
- ・団体を構成する者に暴力団員(条例第2条第2号)、暴力団関係者(条例第6条第1項)に該当する者がいるもの

3 活動場所

長野県内

4 対象となる分野

次に掲げる文化芸術の創作や表現に係る活動

芸術	(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊等)
メディア芸術	(映画、漫画、アニメーション、コンピュータ等の機器を利用した芸術)
伝統芸能	(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸術)
芸能	(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱等)
生活文化	(書道、華道等)
地域文化	(地域固有の伝統芸能、地域の人々による民俗芸能等)

文化芸術基本法(平成13年法律第148号)第8条~第12条、第14条より。

5 助成金による支援

種類	想定する活動・支援	上限額、助成率	選定団体数
A 活動推進支援 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における文化芸術活動の定着や新たな実施に取り組むもの ・収益性に馴染まないが他分野への波及が期待できる活動の立上げ支援 	500,000円 10/10以内	10団体程度
B 活動基盤強化支援 プログラム	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動の力を他の分野や他の地域に展開し、県内での新たな活力創出に取り組むもの ・定着や自走の可能性がある活動を寄り添い型で支援 	3,000,000円 1/2以内 (一般管理費15%以内)*	5団体程度

いずれのプログラムも最大3年の支援を予定(同一年度における併給不可)

※ Bプログラムの一般管理費について

助成対象外となる経費について、一般管理費としての計上を可能とし、団体・グループの活動基盤強化を支援します。一般管理費の計上額は、助成対象経費総額の15%を上限とします。このうちの1/2を助成金で支援します。

【例】助成対象経費総額：600万円 → 一般管理費計上の上限額：90万円
 助成対象団体に選定された場合、1/2の45万円を助成金で支援

【対象となる事業例】

- ①地域で活動する文化芸術の担い手(アートマネジャー、アーティスト等)による運営向上、人材育成、活動持続化に資する取組
- ②文化芸術を媒介に、様々な分野の担い手が連携して地域の課題への対処を試みる取組
- ③文化芸術による新たな発想で地域の魅力や価値を高め、県内外に発信する取組
- ④障がい者福祉、高齢者福祉、多文化共生などの分野と協働し、社会包摂(インクルーシブ)を推進する文化芸術の取組
- ⑤次世代を担う子どもたちが文化芸術を体験し、地域における学びの機会を創出する取組
- ⑥地域の歴史文化や自然、文化的資源の発掘・活用・継承に資する取組

【対象とならない事業例】

- ①申請団体の通常の活動や所属・招聘芸術家の発表が中心で、地域との連携や活動環境を整えていく要素が少ないと考えられる活動
- ②団体やグループを構成する者の個人的な活動
- ③サークル、同好会等が行う習い事や稽古事等の講習会、発表会等に留まる活動
- ④公衆の用に供するに当たり交付対象者以外の著作権を侵害する恐れのある活動
- ⑤宗教的活動又は政治的活動
- ⑥公序良俗に反する活動

6 助成対象経費
別紙のとおり

7 助成金交付の対象となる活動期間

助成金交付決定の日から令和5年（2023年）2月28日（火）まで

ただし、事前着手届を提出し、やむを得ない事由があると認められた場合には、内示日以降の活動への着手が可能となります。

令和5年3月は、成果報告、継続審査を行う期間とすることを予定しています。

8 募集期間（期間中に説明会・相談会を開催します。）

令和4年（2022年）4月12日（火）～ 5月10日（火）（※ 当日の消印有効）

【募集期間中の説明会、相談会】

種 類	日 程	申込期限	会場、利用アプリ
説明会、 相談会 (対面)	長野会場 4/14 (木)	4/12 (火)	ホクト文化ホール会議室 第1会議室
	松本会場 4/15 (金)		キッセイ文化ホール会議室 第2会議室
	飯田会場 4/16 (土)		飯田創造館会議室 101号室
	伊那会場 4/17 (日)		伊那文化会館美術展示ホール
オンライン 説明会、 相談会	第1回 4/19 (火) 午後	4/15 (金)	「ZOOM」を活用します。相談時間確定後、接続先を登録のメールアドレスに送信します。
	第2回 4/20 (水) 午後		

相談内容	助成金の応募、活動に関する具体的相談
必要書類	事業計画書（様式第1号）、収支予算書（様式第2号）※作成途中でも可（相談日の2日前までに電子メールで提出してください。）
対応職員	（一財）長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進室所属のコーディネーター、職員

※1 対面の説明会・相談会は、各日とも10:00～12:00、13:00～16:00の時間で行います。オンライン説明会・相談会は、各日とも13:00～16:00の時間で行います。1つの団体・グループにつき30分で相談時間を設定します。（相談を希望する団体等の数に応じて時間を調整します。）

※2 事前予約制となります。別紙申込用紙により、それぞれの相談会の申込期限までに申し込みをお願いします。

※3 事業計画書（様式第1号）、収支予算書（様式第2号）を拝見しながら相談を行います。相談日の2日前までに、予め電子メールで提出をお願いします。（提出先：（一財）長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進室 artscouncil@naganobunka.or.jp）

9 実施における相談支援体制

8の説明会、相談会に加え、申請、活動、成果報告の各段階において、必要に応じて、アーツカウンシル推進室のコーディネーター（専門スタッフ）が相談を受け、文化芸術に係る専門的知見に基づいて活動への助言を行います。（申請段階における相談の有無は選定の要件とはなりません。）

10 応募方法

（一財）長野県文化振興事業団のホームページから申請に係る書式をダウンロードの上、必要事項を記入し、電子メール又は郵送で提出してください。

【提出書類】事業計画書（様式第1号）及び添付書類、収支予算書（様式第2号／収支予算書・支出内訳表）

【提出先】〒380-0928 長野市若里一丁目1-4 県立長野図書館1階

（一財）長野県文化振興事業団アーツカウンシル推進室

電話番号：026-223-2111 電子メール：artscouncil@naganobunka.or.jp

【注意事項】

（1）電子メールで提出の場合

- ・メールの件名の冒頭に【2022 A C助成プログラム】と記載してください。
- ・提出データの形式（拡張子）を以下のものとしてください。
（.docx、.doc、.xls、.xlsx、.pptx、.ppt、.pdf、.jpg、.png）
- ・受信漏れを防止するため、
 - ① 添付ファイルの合計はメール1通につき4MB以内としてください。
 - ② zip形式で送信しないでください。（セキュリティの関係で、到達しない場合があります。）
 - ③ メール受信後に、当方から受信を確認した旨のメールを返信します。
送信後、4日以内に受信確認メールの返信がない場合は、電話にて連絡をお願いします。

（2）郵送の場合

封筒の表面に「2022 A C助成プログラム申請書類在中」と朱書きしてください。

11 審査

（1）審査方法

申請された活動に対し、アーツカウンシル推進室が事前調査や有識者からの意見を踏まえて評価を行い、最終的にアーツカウンシル推進室の責任者が採択原案を取りまとめます。アドバイザリーボードに審議を依頼し、意見具申を経て決定します。

(2) 審査のポイント

- ①実現性：企画力、実施・進捗管理ができる体制、活動場所、予算、スケジュールの妥当性が確保されているか。あわせて、課題設定が妥当であり、課題解決に結びつく可能性のみられる活動であるか。
- ②必要性：当該地域や当該活動団体であるからこそ取り組むことのできる内容の文化芸術活動であるか。
- ③弾力性：コロナ禍の環境下や地域における人とのつながりなど、活動環境に応じて柔軟に対応できる活動であるか。
- ④持続性：持続可能な文化芸術活動として見通しが立っているか。
- ⑤波及性：地域内や他の活動団体・創作者へ伝播していく活動であるか。

(3) 審査の結果

審査結果については5月中旬に電子メール等にてお知らせします。

12 選定された場合の注意点

(1) 助成金の返金・減額

助成金の交付後でも、経費の虚偽申告や実績報告内容等に事実と相違している点のあることが判明した場合、また本事業の要綱等や法令に違反した場合は、交付決定を取消し、助成金を返還していただくことがあります。

(2) 選定結果・活動内容の公表

選定された活動については、団体等の名称、活動の概要、活動の状況、助成金額等の情報を、（一財）長野県文化振興事業団のホームページ等のウェブサイトや広報媒体で公表します。

(3) 経過報告及び実績報告、活動の評価

活動の進捗状況、実績等について、必要に応じて報告をしていただきます。あわせて、事業終了後、指定する期日までに、指定の様式による実績報告書及び会計書類の提出をしていただきます。

(4) 会計書類等の収集・保管

ア 支払関係書類の収集・保管

・実績報告に伴う会計書類として、助成金対象経費の支払関係書類〔〈領収書〉又は〈請求書と金融機関振込明細票のセット〉〕の写しを提出していただきます。申請期間中に事業の準備が進行する場合は、次の点に留意し予め支払関係書類を収集してください。

(ア) 支払関係書類に記載の名称は、団体等名と一致させること。（略称は不可）

(イ) 発行日、宛名、発行者の名称・住所、明細が記載されていること。

(ウ) 5万円以上の支出による領収書には下記表に記載の収入印紙を貼付の上、消印が押されていること。（電子帳簿保存法に基づく電子領収書を除く）

記載された受領金額	領収書に貼付する収入印紙額
5万円以上100万円以下	200円
100万円を超え200万円以下	400円
200万円を超え300万円以下	600円

※ 支払関係書類に不備があった場合、その分の経費が認められず、助成金額が減額となる場合があります。

イ 助成金交付に関する書類の保管〔5年間〕

・選定された団体は、助成金交付に関する一連の通知、関係書類、関係する帳簿及び支払関係書類（領収書、請求書、金融機関利用明細書等）を他の経費と区分して整理し、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管してください。

13 新型コロナウイルス感染症対策、安全への配慮

- (1) 活動にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県等が講じる措置や発出されるメッセージに協力のうえ、感染防止対策を徹底してください。
- (2) 活動にあたっては、安全等に配慮し、万一事故等が発生した場合は、責任をもって対処するとともに、速やかに状況を報告してください。

14 事業を中止する場合

事業を中止する場合は、速やかに状況を報告してください。

15 お問い合わせ

（一財）長野県文化振興事業団 アーツカウンシル推進室

電 話 026-223-2111

F A X 026-223-2112

電子メール artscouncil@naganobunka.or.jp

(別紙)

○助成対象経費

費 目	内 容
制作費	制作費（脚本、作曲、美術作品、映像編集・制作、デザイン、ロケーション等）、作品等実演費（演出、舞台監督、音響、照明、設置、試作、オペレーションスタッフ等）、賃借料（美術作品 ー保険料を含むー、機材等）等
報償費	企画・調査料、出演料、芸術家謝金、講師謝金、通訳謝金等
委託費	業務委託費
旅 費	公共交通機関の利用に係る交通費、高速道路料金、宿泊料（交通費、高速道路料金は最短経路による）
会場費	会場使用料、会場設営費、会場撤去費等
通信・運搬費	郵送料、通信費、道具・作品等運搬費等
著作権料	著作権料及びその手続きに要する経費
広告・印刷費	ウェブサイト制作費、ポスター・パンフレット等デザイン料、印刷費等
消耗品費	制作や発表活動等で使用する物品代（1件10万円未満）、新型コロナウイルス感染症対策のため物品等、燃料費

※1 助成対象経費は、本助成プログラムの活動に要する経費として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものに限ります。

※2 この表に準じて必要な費目を追加することは可能ですが、助成金対象の可否について、事前にアーツカウンシル推進室への確認が必要です。